132	神戸北町桂木4丁目地区			
協定区域		送桂木4丁目の一部(裏面 区域図参照) 35,803.72 ㎡ ※面積には隣接地を含む場合があります。	認可・更新   年月日	認可 2006年5月1日 更新 2016年4月28日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2016年4月28日~2026年4月27日(10年)

## 協定内容の概要

- 1. 神戸北町桂木4丁目地区建築協定区域図(以下,「区域図」という。)に表示する戸建専用住宅地区の区域内においては,専用住宅以外の建築物は建築してはならない。ただし,建築基準法施行令第130条の3第6号(学習塾,華道教室,囲碁教室その他これらに類する施設)又は第7号(出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房)に該当する兼用住宅で,協定運営委員会(以下「委員会」という。)が隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは,この限りでない。
- 2. 区域図に表示する戸建一般住宅地区の区域内においては、寄宿舎及び下宿は建築してはならない。
- 3. 区域図に表示する戸建専用住宅地区の区域内においては、隣地境界線(道路に接する境界線を除く。以下同じ。)から建築物の外壁及びこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1メートルとする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - ①車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの。
  - ②外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
  - ③建築面積に算入されない出窓。
- 4. 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを超えてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- 5. 門扉は, 内開き, 引き違い等の構造とし, 外開きの場合は開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- 6. 歩道に接する宅地については、歩道に面して車庫等車両の出入口を設けてはならない。ただし、戸建一般住宅地区の区域内においては、この限りでない。
- 7. 敷地境界内といえども既設擁壁の天端から敷地境界方向へ建築物、工作物等の張り出し又は延長を設けてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- 8. 官民境界(道路との境界をいう。以下同じ。)に面する塀については、生け垣又は生け垣併用とし、化粧仕上げなしの空洞コンクリートブロック塀は築造しないものとする。
- 9. 敷地内の空地部分には樹木等を植樹し、緑化に努めるものとする。
- 10. テレビアンテナの設置は、しないものとする。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- 11. 看板,広告塔,装飾塔その他これらに類するものを設置してはならない。ただし,委員会が必要最小限度の大きさで,かつ,隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは,この限りでない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

- \*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。
- \*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。
- \*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

